第８８号議案

第八十八号議案

江戸川区認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年十一月二十四日

提出者　江戸川区長　斉藤　猛

江戸川区認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区認定こども園の認定要件に関する条例（令和二年三月江戸川区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第六条」を「第五条」に改める。

第二十一条を第二十二条とし、第二十条の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止等）

第二十一条　認定こども園の設置者は、法第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

付　則

この条例は、令和八年十二月二十五日から施行する。

第８８号議案

（説明）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第二号）の改正に伴い、認定こども園における児童対象性暴力等の防止等に係る規定を加えるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。